

○雲南市訪問入浴サービス事業実施要綱（案）

平成19年3月27日

告示第68号

改正 平成28年3月25日告示第145号

（目的）

第1条 雲南市訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）は、心身障害者（児）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、心身障害者（児）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「心身障害者（児）」とは、居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の心身障害者（児）をいう。

（対象者）

第3条 事業の対象者は、次の各号に該当する65歳未満の心身障害者（児）で、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第3項に規定する規定する訪問入浴介護利用することができる者は対象者とししないものとする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、事業の対象者とするすることができる。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 健康上入浴に支障がない者

（事業内容）

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭及び洗髪等
- (2) 血圧、脈はく及び体温等の測定による健康管理
- (3) 健康相談、助言指導及びその他必要な処置

2 入浴の回数は、対象者の希望により週2回までとする。

（申請）

第5条 訪問入浴サービスを受けようとする心身障害者（児）又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で心身障害者（児）を現に保護する者をいう。以下同じ。）は、雲南市訪問入浴サービス利用申請書（様式第1号）とともに雲南市訪問入浴サービス利用診断書（様式第2号）及び雲南市訪問入浴サービス利用誓約書（様式第3号）を添付して利用を希望する7日前までに雲南市福祉事務所長（以下「所長」という。）に申請するものとする。

2 所長は、前項に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、派遣

の可否を雲南市訪問入浴サービス利用決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するとともに、雲南市訪問入浴サービス利用者名簿（様式第5号）に記録するものとする。

（届出及び意見書更新の義務）

第6条 前条第2項による決定の通知を受けた心身障害者（児）又はその保護者（以下「利用者等」という。）は、利用者等の状況に変更が生じた場合、雲南市訪問入浴サービス利用状況変更届（様式第6号）により、速やかに所長に届け出なければならない。

（遵守事項）

第7条 利用者等は、入浴に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入浴をするときは、1名以上の付添人を付け入浴に立会うこと。
- (2) 入浴する者は、入浴前に入浴の可否を意思表示し、付添人がこれを確認すること。
- (3) 係員の指示に従うこと。

（入浴の停止又は廃止）

第8条 所長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、入浴を停止又は廃止することができる。

- (1) 入浴により心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 前条各号のいずれかに反する行為があったとき。
- (3) 事業実施上支障のある行為があったとき。
- (4) 死亡、転出又は病院に入院し、若しくは施設に入所したとき。
- (5) その他訪問入浴サービスの必要がなくなったと認められるとき。

2 所長は前項の規定により、入浴を停止又は廃止した場合は、雲南市訪問入浴サービス利用停止・廃止通知書（様式第7号）により利用者等に通知するものとする。

（利用方法）

第9条 利用者等が事業を利用しようとするときは、雲南市地域生活支援事業給付費支給要綱（令和8年告示第〇〇号。以下「支給要綱」という。）第9条の規定により登録された事業所（以下「登録事業所」という。）に依頼するものとする。

2 登録事業所は、利用者等の申請があったときは、提供する事業者の概要、提供するサービスの内容、提供したサービスに対する利用者等の負担額及び、その他重要な事項を記した訪問入浴サービス事業サービス重要事項説明書を利用者等に交付し、説明するものとする。

（地域生活支援事業給付費）

第10条 市長は、利用者等が支給決定を受けた当該事業のサービスを受けたときに要した費用については、支給要綱第6条の規定に基づき、地域生活支援事業給付費を支給する。

(費用の負担)

第11条 利用者等は、事業の利用に要する費用の額の100分の90に相当する額を登録事業者に支払うものとする。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
(雲南市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱)
- 2 雲南市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(平成17年告示第113号)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際、現に廃止前の雲南市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成28年3月25日告示第145号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の雲南市市章の使用に関する取扱要綱、第2条の規定による改正前の雲南市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱、第3条の規定による改正前の雲南市東日本大震災受入被災者生活支援金支給要綱、第4条の規定による改正前の雲南市地域づくり応援隊要綱、第5条の規定による改正前の雲南市授産施設等相互利用制度実施要綱、第6条の規定による改正前の雲南市第3子以降幼稚園・保育所等保育料無料化事業実施要綱、第7条の規定による改正前の雲南市小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に係る医療意見書料助成要綱、第8条の規定による改正前の雲南市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱、第9条の規定による改正前の雲南市立認定こども園園則、第10条の規定による改正前の雲南市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱、第11条の規定による改正前の雲南市家族等介護によるたん吸引器支給事業実施要綱、第12条の規定による改正前の雲南市デイサービス事業等相互利用制度実施要綱、第13条の規定によ

る改正前の雲南市知的障害者職親委託制度事業実施要綱、第14条の規定による改正前の雲南市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱、第15条の規定による改正前の雲南市住宅改修費給付事業実施要綱、第16条の規定による改正前の雲南市訪問入浴サービス事業実施要綱、第17条の規定による改正前の雲南市更生訓練費支給事業実施要綱、第18条の規定による改正前の雲南市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱、第19条の規定による改正前の雲南市高額地域生活支援サービス費支給要綱、第20条の規定による改正前の雲南市日中一時支援事業実施要綱、第21条の規定による改正前の雲南市移動支援事業実施要綱、第22条の規定による改正前の雲南市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱、第23条の規定による改正前の雲南市国民健康保険一部負担金減免等の取扱要綱、第24条の規定による改正前の雲南市国民健康保険有効期限短縮被保険者証及び国民健康保険被保険者資格証明書交付取扱要綱、第26条の規定による改正前の雲南市墓地等の設置及び経営の許可等に関する要綱、第27条の規定による改正前の「出雲のみなもと雲南」ロゴマーク使用に関する規程、第28条の規定による改正前の雲南市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱、第29条の規定による改正前の雲南市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱及び第30条の規定による改正前の雲南市定住促進住宅特定の入居者への支援に関する取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の雲南市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施する事業について適用し、同日前の事業に係るものについては、なお従前の例による。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

雲南市訪問入浴サービス利用申請書

雲南市福祉事務所長 様

雲南市訪問入浴サービス事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ		性別	生年月日	年 月 日
	氏名				
	居住地			電話番号	
申請に係る児童氏名	フリガナ		性別	生年月日	年 月 日
	氏名			続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	

家族構成	氏名	続柄	介護の状況	備考
			主な付添人	
入浴希望回数： 回				
入浴を希望する部屋の諸条件				
1 浴槽を搬入できる部屋の広さ(和・洋)				畳
2 入浴する部屋の階数				階
3 部屋から入浴車が駐車できる場所までの距離				m
4 その他				
添付書類	訪問入浴サービス利用診断書・訪問入浴サービス利用誓約書			

様式第2号(第5条関係)

雲南市訪問入浴サービス利用診断書

氏名		生年月日	
居住地		性別	男・女
既往症			
胸部 腹部		心臓 (心電図)	
神経系			
脊柱及び四肢			
皮膚層		眼耳鼻咽喉	
血液型		血算一式	
尿検査	蛋白	糖	ウロビリノーゲン
血圧			
体格			
栄養の状況			

様式第3号(第5条関係)

雲南市訪問入浴サービス利用誓約書

年 月 日

雲南市福祉事務所長 様

申 請 者 居住地
(保護者) 氏 名

㊦

雲南市訪問入浴サービス事業実施要綱に基づく訪問入浴サービスを利用するに当たり、心身障害者(児)の身体の状態等に急変があった場合において、入院その他必要と認める措置をとることについて同意し、その措置に要する費用等については、私儀において負担します。

雲南市訪問入浴サービス利用決定(却下)通知書

様

雲南市福祉事務所長



雲南市訪問入浴サービス事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

決定者	フリガナ氏名	-----	生年月日	年 月 日
	居住地		電話番号	
フリガナ決定に係る児童氏名	-----	生年月日	年 月 日	
		続柄		
利用回数		費用負担		

利用の条件	1 付添人を必ず1名以上付けてください。 2 入浴者本人が入浴前に入浴の可否を意思表示し、付添人はこれを確認してください。 3 入浴不相当と判断した場合には入浴を中止することがあります。 4 入浴に際しては係員の指示に従ってください。 5 その他()
指示事項	1 都合により訪問入浴サービスを受けられない場合には入浴日の前日までに雲南市障害者福祉主管課までご連絡ください。 2 入浴に影響することがあればどんなことでも入浴前に話してください。 3 対象者又は家族の状況に変更が生じた場合には、速やかに訪問入浴サービス利用状況変更届を提出してください。

2 却下

却下理由	
------	--

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に雲南市長に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、雲南市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

雲南市訪問入浴サービス利用状況変更届

雲南市福祉事務所長 様

雲南市訪問入浴サービス事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

利用者等	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				
	居住地			電話番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日	
	利用に係る児童氏名			続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	

変更事項	変更前	変更後
氏名等		
居住地		
その他		
変更年月日		

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

雲南市訪問入浴サービス利用停止・廃止通知書

様

雲南市福祉事務所長 印

雲南市訪問入浴サービス事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
利用に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	
停止・廃止年月日				
停止・廃止理由				

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に雲南市長に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、雲南市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。